

さ情審査答申第214号
令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年4月13日付けで、貴職から受けた、「道路環境課等が「県道164号線（旧中山道）駐停車禁止地域の駐停車対策」について警察署と小まめに打ち合せした行政情報平成29年6月16日から現在まで（区役所は除く）」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月28日付け建土道環第1864号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

平成29年6月16日のまちづくり委員会で道路環境課長が「警察署と小まめに打ち合せをしながら云々」と答えているので、6月29日以外の打ち合せ記録があると思いますので、再度精査の上での再決定を求めます。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 県道164号線の駐停車対策については、平成29年6月29日に庁内関係部署および埼玉県警察で現場診断を行い、大栄橋交差点から大宮駅東口入口交差点までの区間においては、車道の路肩部分に路面表示を設置すること、大宮駅東口入口交差点から大宮区仲町四丁目43-1先交差点までの区間においては、啓発看板を設置することになった。また、道路環境課は、路面表示と啓発看板のデザインを検討し、平成29年8月に建設局土木部参事を通じて、県警察本部ならびに大宮警察署に内容の確認を行っている。
- 2 審査請求人は平成29年12月19日に『道路環境課等が「県道164号線（旧中山道）駐停車禁止地域の駐停車対策」について警察署と小まめに打ち合わせした行政情報平成29年6月16日から現在まで（区役所を除く）』について行政情報開示請求を行い、実施機関は、開示請求時点で保有していたすべての行政情報である警察等との現場診断記録と路面表示・啓発看板のデザイン案を特定し、平成29年12月28日（建土道環第1864号）に行政情報開示決定を通知し、平成30年1月12日に行政情報の開示を行った。
- 3 審査請求人は『平成29年6月16日のまちづくり委員会で道路環境課長が「警察署と小まめに打合せをしながら云々」と答えているので、6月29日以外の打合せ記録があると思います』と主張しているが、当該路線の違法駐停車については、実施機関と大宮警察署が同席する協議や会議の際に、口頭で取り締まり強化をお願いしているが、記録としては残していない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月19日に開示請求を行った「道路環境課等が「県道164号線（旧中山道）駐停車禁止地域の駐停車対策」について警察署と小まめに打合せした行政情報平成29年6月16日から現在まで（区役所は除く）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、保有している2件の文書を特定し、開示決定を行ったところ、審査請求人は、まちづくり委員会の中で、道路環境課長から「警察署と小まめに打合せをしながら云々」という発言があったので、他にも文書が存在するはずであるということから、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関は、特定して開示した行政情報は、開示請求時点で保有していた

すべての行政情報であり、実施機関と大宮警察署が同席する協議や会議の際には、口頭で取り締まり強化をお願いしていたが記録には残しておらず、特定した文書以外は存在しないと説明している。その説明に、不自然・不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 4月16日	諮問の受理（諮問第511号）
②	令和 4年 1月19日	審議
③	令和 4年 2月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)